

指名停止中の事業者一覧

法人名	法人番号	住所	指名停止期間			該当事項	指名停止理由
株式会社N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋一丁目19番11号	令和7年4月11日	令和7年7月18日	10週間1ヶ月	不正又は不誠実な行為	<p>受注した東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用し、かつ、貴社へアスファルト合材を出荷していた系列プラントにおいては、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該業者へ出荷していたことが判明した。また当該事業者は、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。また、系列プラントとの間の契約書に基づく品質管理義務を果たしておらず、今後も不適切な社内体制により不正合材の見逃しをする可能性があり、業務に関し不正不誠実であって契約の相手方として不相当であるため。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間			該当事項	指名停止理由
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽一丁目7番27号	令和7年4月11日	令和7年7月10日	3ヶ月	不正又は不誠実な行為	<p>受注した北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）」を使用して工事を行っていたことが判明した。また、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事においては、当該工事受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）」を指定されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において「再生アスファルト合材」を使用し、かつ製造した「再生アスファルト合材」の出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえ当該工事受注者へ出荷していたことが判明した。</p> <p>今後の受注工事においても今回同様の不適切な社内体制により、契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票を容認する可能性があり、業務に関し不正不誠実であって契約の相手方として不適当であるため。</p>
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋一丁目18番17号	令和7年6月20日	令和7年8月19日	2か月	独占禁止法第3条違反	<p>建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p> <p>上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであって契約の相手方として不適当であるため。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間			該当事項	指名停止理由
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川一丁目1番1号	令和7年6月20日	令和7年8月19日	2か月	独占禁止法第違反	<p>建設事業者から特定地下式P S工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p> <p>上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであって契約の相手方として不相当であるため。</p>
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年6月20日	令和7年8月19日	2か月	独占禁止法第違反	<p>建設事業者から特定エレベーター方式P S設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定エレベーター方式P S設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p> <p>上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであって契約の相手方として不相当であるため。</p>

法人名	法人番号	住所	指名停止期間			該当事項	指名停止理由
I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町 8 番 1 号	令和7年6月20日	令和7年8月19日	2 か月	独占禁止法第違反	<p>建設事業者から特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。</p> <p>上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであって契約の相手方として不適当であるため。</p>